

沖縄県立芸術大学音楽学部転専攻等規程

令和4年6月24日
冲芸大規程第128号

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立芸術大学学則（令和3年冲芸大規則第1号）第26条の規定に基づき、転専攻（転コース含む。以下「転専攻等」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 転専攻等ができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 学部1年次における必修科目の全てを修得した者
- (2) 本学における在学期間が3年以内の者
- (3) 転専攻等に関する試験に合格した者

(転入年次)

第3条 転専攻等が認められた者は、志望する専攻等の2年次に在籍させることとする。
2 転専攻等に関する試験に合格しなかった者は、現に所属する専攻等に引き続き在籍させることとする。

(雑則)

第4条 転専攻等に必要な手続き及び転専攻等に関する試験の実施方法、単位の取り扱い、その他必要な事項は、学部教授会が定めるところによる。

附 則

この規程は、令和4年6月24日から施行し、令和3年4月1日から適用する。